令和元年７月３１日
第３回　第七期介護保険制度推進委員会
資料２－２

●第7期介護保険料の低所得者軽減強化の実施経過について

※第１段階および第２段階については、平成２７年度より消費増税による低所得者の保険料軽減措置の一部実施として、元の保険料率0.45より0.05を差し引き、実質の負担保険料率を0.40としている。

国標準段階	区設定段階	対象者	区設定料率	H30年度（一部実施）		保険料		H31年度（半年分実施）		保険料		R2年度（完全実施）		保険料		H30とH31の差		H30とR2の差	
				軽減率	料率	月額	年額	軽減率	料率	月額	年額	軽減率	料率	月額	年額	月額	年額	月額	年額
第1段階	第1段階	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.45	0.05	0.40	2,240	26,880	0.125	0.325	1,820	21,840	0.20	0.25	1,400	16,800	▲ 420	▲ 5,040	▲ 840	▲ 10,080
	第2段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.45	0.05	0.40	2,240	26,880	0.125	0.325	1,820	21,840	0.20	0.25	1,400	16,800	▲ 420	▲ 5,040	▲ 840	▲ 10,080
第2段階	第3段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.55		0.55	3,080	36,960	0.125	0.425	2,380	28,560	0.25	0.30	1,680	20,160	▲ 700	▲ 8,400	▲ 1400	▲ 16,800
第3段階	第4段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	0.70		0.70	3,920	47,040	0.025	0.675	3,780	45,360	0.05	0.65	3,640	43,680	▲ 140	▲ 1,680	▲ 280	▲ 3,360
第4段階	第5段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.85		0.85	4,760	57,120	第５段階～１４段階は変更なし											
第5段階	第6段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋課税年金収入額が80万円を超える人	1.00		1.00	5,600	67,200												
第6段階	第7段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.05		1.05	5,880	70,560												
第7段階	第8段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.20		1.20	6,720	80,640												
第8段階	第9段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.40		1.40	7,840	94,080												
第9段階	第10段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	1.65		1.65	9,240	110,880												
	第11段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	1.95		1.95	10,920	131,040												
	第12段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満の人	2.15		2.15	12,040	144,480												
	第13段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上2,000万円未満の人	2.35		2.35	13,160	157,920												
	第14段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の人	2.80		2.80	15,680	188,160												